

## 日本・EU タスクフォース合同報告書 (仮訳)

### 1. 背景

日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (BDRT) の年次会議が 2007 年 6 月に開催された。日・EU 関係の深化に必要な条件を創出することに対する双方のコミットメントに鑑み、また日・EU 双方がグローバルな問題の解決において重要な役割を担っていることを認識し、BDRT はこの年次会議で、「日本・EU 経済統合協定 (EIA)」のフィージビリティ検討のためのタスクフォースを産業界の支援の下に設立することを提言した。

この提言を受けて、この目的のために、日本と EU でタスクフォースがそれぞれ設立された。ビジネスヨーロッパ (欧州産業経営連盟) ジャパン・ネットワークのエリック・ベルジュラン委員長が EU 側タスクフォース座長を務め、日・EU EIA 検討タスクフォースは大川三千男東レ顧問が座長を、日本貿易振興機構 (ジェトロ) が事務局を務めた。

これらの協議を通じて、FTA (自由貿易協定)、EPA (経済連携協定)、PCA (パートナーシップ協力協定) など既存のさまざまな二国間アプローチも考慮しながら検討を進めた。

それぞれのタスクフォースにおける検討をふまえて両タスクフォース合同の会合が開催され、その結論として双方のタスクフォースは合同で以下のとおり報告する。

### 2. 報告書の構成

双方は、日・EU の経済関係の発展・強化へ向けて強い関心を有している。双方は、共同で作成した提言は独立したものとしてみられるべきで、またこの提言が、既存のモデルの対象とはなっていない、さまざまな領域を取り扱うものであるため、上述のモデルのいずれかに分類することはできないという点で合意している。また双方とも、二国・地域間協力における新たな地平を開く野心的な結果を望んでおり、また具体的で実際に達成可能な行動提言を行うことで合意している。したがって、以下の提言は、短期的・中期的に達成可能な、実現を義務づける目標に焦点をあてつつ、長期的な課題についての議論も含んでいる。両タスクフォースは、この提言が、将来に向けて一層の充実が望まれる協力プロセスのスタートであることを強調したい。

### 3. 合同報告

#### a) 日本・EUの通商関係

その規模、経済的・政治的重要性に鑑み、日本と EU というグローバル経済におけるこの二つのブロックは緊密に協力する必要がある。日本と EU を合わせると、世界全体の GDP の約 40% を占めている。両国・地域のあいだの貿易額は年間 1,500 億ユーロ (20 兆 5,610 億円) 以上に達している。2005 年、EU は 765 億ユーロ (10 兆 4,860 億円) 相当の財、118 億ユーロ (1 兆 6,170 億円) 相当のサービスを輸入し、447 億ユーロ (6 兆 1,270 億円) 相当の財、199 億ユーロ (2 兆 7,280 億円) 相当のサービスを輸出した。これに加えて、相互の投資もここ数年で増大しており、今日、EU は日本向けの投資において最大の投資元となっている。

日本と EU は、その内外において同様な課題に直面している。内部では高齢化、将来に向けたスキル、エネルギー効率といった問題、グローバル規模では新興経済諸国との競争、気候変動対策、WTO を基盤とした多国的通商体制の強化の必要性といった課題である。これらの共通する課題に効果的に取り組んでいくために、両タスクフォースは日本と EU に対し、規制面での協力、イノベーション、環境、安全、貿易・投資環境の改善といった分野で、将来に向けて共同の取り組みを強化していくべきであると提言する。

## b) 双方の関心事項

### I. イノベーション

- i. 特許関連法の国際的な調和
- ii. 知的財産権 (IPR) 保護の執行強化
- iii. 技術の標準化に向けたさらなる協力

### II. 環境

- i. 環境規制及び環境関連ルールの策定・調和に向けた協力
- ii. 化学物質の管理に関する協力
- iii. 気候変動に関するグローバルな協力への関与
- iv. 気候変動に関する公平な責任分担を伴う国際協定への支持
- v. 環境分野における企業の取り組み策定を支援する原則に関する意見交換、セクター別アプローチの更なる進展への支援
- vi. 京都議定書による既存の措置、たとえば「クリーン開発メカニズム」や「共同実施」を通じた技術移転の促進

### III. 投資

- i. 既存の強力な二国間投資ルールの履行
- ii. サービス分野を含む外国投資に対する将来的な法規制上の制約の対象から日本と EU を除外
- iii. 投資情報のワンストップ・サービスを提供する枠組みの確立
- iv. 日本と EU における中小企業 (SME) 育成支援
- v. 原材料の確保に関する協力強化

### IV. サービス

- i. サービス市場における市場機会の開拓
- ii. 共通の競争ルールの確立
- iii. 金融・法務・電気通信・建設・会計業務に関する国際標準採用の促進

### V. 規制面での協力

- i. 日本と EU 双方における安定した法制度環境の実現
- ii. 既存の主要な規制協議 (「日・EU 協力のための行動計画」「日・EU 規制改革対話」) の効果的な実施
- iii. 既存の規制協議の改善
  - ・ 他の協議等の対象となっていない場合、関係政府当局も参加するサービス分野を対象とする新たな規制協議の確立
  - ・ できるだけ早い段階での年次立法作業計画の交換、法案に関する早期策定システムの確立
  - ・ 相互承認の範囲の医療機器など他分野への拡大
  - ・ より良い規制アジェンダの推進

## VI. 人の移動

- i. 投資とサービス活動に関する人材の自由移動の確保
- ii. 学生交流の促進

## VII. 安全確保

- i. AEO（認定事業者）制度の相互承認
- ii. 食品安全基準に関する共通原則の確立および新興経済国からの食品・消費財についての安全基準の確保に関する協力
- iii. UNECE 基準のグローバルな適用拡大

## VIII. 公的調達

- i. 外国・国内サプライヤーの対等な処遇を保障するための、拘束力があり簡素化されたルールによる相互の市場アクセスの確保
- ii. 「WTO 政府調達協定（GPA）」の効果的遂行の確保

### c) 貿易交渉

双方とも、WTO ドーハ開発ラウンドを成功裏に完了し、そこでのコミットメントを履行することについて、継続的な支援を行うことを確認している。しかしながら、日・EU 間での関税撤廃については双方が異なる見解を持っていることを認識している。非関税障壁（NTB）の分野に関しては、双方は上述の関心課題に関する協力を強化することにより、多大な利益が生じる可能性があることを強調したい。

### 4. 次のステップ

双方のタスクフォースは共同で、日本・EU 間の協力をこれまでよりも高いレベルで行うことを提言する。この点に関して両タスクフォースは、EU 側では高位の委員、日本側では閣僚レベルの主導により、さまざまな関係政府当局が参加する新たな協議体を確立することを提案する。そこで、日・EU が共通して関心を持つ問題の議論を始めるべきである。

そこでは、双方の当局は、日・EU 間の経済関係を促進する方法を模索すべきである。両タスクフォースは、本報告の 3 b) に挙げた問題から議論を始めることを提言する。両タスクフォースは、日・EU の当局に対し、長期的な問題を念頭に置きつつ、短期・中期的な、実現を義務付ける達成目標に焦点をあてる。

このプロセスにおける民間部門の利益に鑑み、両タスクフォースは、日本側では日本経団連、EU 側ではビジネスヨーロッパの密接な関与により、双方の経済産業団体がこの協議体に参画し、BDRT 年次会議の過程で、その進捗を検証する機会が設けられることを期待する。

2008 年 7 月 2 日

---

エリック・ベルジュラン  
EU 側タスクフォース座長  
(欧州産業経営連盟)



---

大川 三千男  
日・EU EIA 検討タスクフォース座長  
(事務局：日本貿易振興機構(ジェトロ))

JETRO